



平成 27 年 9 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 大 光
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 金 森 武
(コード番号：3160)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 秋 山 大 介
兼 総 務 部 長
(TEL. 0584-89-7777)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、平成 27 年 8 月 20 日に東海財務局に提出いたしました平成 27 年 5 月期の内部統制報告書に開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載しておりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

平成 27 年 2 月、当社連結子会社である株式会社マリンドリカにおいて、平成 26 年 5 月期及び平成 27 年 5 月期に行われたナマコ取引に関して不適切な会計処理の疑義が発覚したため、当社は、平成 27 年 3 月 5 日、社内調査委員会を設置し、当初問題視された取引を中心に取引に至る経緯及びその会計処理の妥当性の検証を含めた調査を行いました。

平成 27 年 4 月 30 日、社内調査委員会から調査報告書を受領した結果、過去の売上計上等に関し、取引実体を示す確たる証拠が入手できなかったことが判明したため、売上高の取り消し等の訂正を行い、平成 26 年 5 月期第 1 四半期から平成 27 年 5 月期第 2 四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出するとともに、第 64 期内部統制報告書(自平成 25 年 6 月 1 日 至 平成 26 年 5 月 31 日)の訂正報告書を平成 27 年 5 月 13 日付で提出いたしました。

社内調査委員会から受領した調査報告書を基に不適切な会計処理の発生原因を分析・評価した結果、こうした事態を防ぐことができなかった内部統制の不備のうち、当事業年度末日における開示すべき重要な不備は、全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス、業務プロセスにおいて、次のとおりであると認識しております。

- (1) リスク管理の重要性に関する認識の不足
- (2) 株式会社マリンドリカにおける与信管理体制の不備
- (3) 当社における子会社管理体制の不備
- (4) 株式会社マリンドリカにおける決算・財務報告プロセス及び業務プロセスの不備

2. 事業年度末日までには是正できなかった理由

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、再発防止策を講じ、当事業年度末時点において実行に着手しておりますが、十分な措置を講じる期間及び運用期間を確保することができなかったため、上記の全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス及び業務プロセスに関連する内部統制の不備が解消したといえる状況に至っていないものと判断いたしました。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

開示すべき重要な不備を是正するために、社内調査委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策に取り組んでおります。

(1) リスク管理に関する意識の向上

リスク管理に関する意識の向上のため、リスクマネジメントに関する研修を実施してまいります。

(2) 株式会社マリンドリカにおける社内規程等の整備

株式会社マリンドリカの仕入管理規程及び販売管理規程においては、仕入先及び販売先の実態を把握するため、定期的なモニタリングの実施を規定いたしました。さらに、与信管理規程においては、販売先に加えて仕入先についても当該規程の対象とすることとし、仕入先に対する前渡金等の与信管理を実施しております。

(3) グループガバナンスの強化

① 当社における社内規程等の整備

当社のグループ会社管理規程の改訂を行い、株式会社マリンドリカの取締役会承認事項について、当社の経営会議等への報告を行うこととし、情報の集約化を図っております。また、リスク管理一覧表において、仕入先と販売先が共謀するような例外的な事象について追加いたしました。

② 株式会社マリンドリカに対する管理体制の強化

上記(2)「株式会社マリンドリカの社内規程等の整備」に対応して、その運用を行う体制を整えるために、管理部門の人員の増強を行い、株式会社マリンドリカの管理体制の強化を図ってまいります。

③ 株式会社マリンドリカにおける一定金額以上の仕入取引及び販売取引の当社への報告

株式会社マリンドリカにおける一定金額以上の仕入取引及び販売取引については、事業ごとのスキームを当社の経営会議に報告することとし、会計上の取扱いを含めた確認を行ってまいります。

④ 株式会社マリンドリカに対する内部監査の強化

株式会社マリンドリカにおける前渡金を支払う取引に関して、当社による内部監査を全件実施してまいります。

(4) 株式会社マリンドリカにおける決算・財務報告プロセス及び業務プロセスの整備・運用

株式会社マリンドリカにおける決算・財務報告プロセス及び業務プロセスについて、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価してまいります。

4. 財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、社内調査委員会による調査の結果特定され、すべて財務諸表に反映しております。

5. 財務諸表の監査報告書における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上